

事務・事業の取り込みが議論されたり、実際に取り込みが行われた例

	議論の内容・背景・根拠など	経緯・沿革
消防研究所	<p>・危機管理機能の強化及び行政の効率的実施の観点から消防庁に統合・吸収する。その際、緊急事態対応等公務員が担うことが真に必要な業務について厳しく精査の上、その業務を担う要員に限ることとし、移行する要員数については5割を目途に削減を行う。これに伴い、同研究所の事務及び事業については廃止する【平成16年12月24日行政改革推進本部決定より要約】</p> <p>・大規模火災の際に消化活動を指揮する際などに、現場の消防署員との緊密な連携が必要【平成17年6月6日毎日新聞記事より要約】</p>	<p>・昭和23年国家消防庁に設置</p> <p>・平成13年独立行政法人化(公務員型)</p> <p>・平成18年消防庁消防大学校内に消防研究センターとして設置</p>
国立公文書館	<p>・現在、公文書担当機関全体(内閣府、総務省、国立公文書館)として、公文書管理に必要な権限・機能を有しておらず、現状の体制のままでは、必要な機能・役割が果たすことが難しい。</p> <p>・国に戻して文書管理機能のすべてを一つの組織にまとめ内部部局・外局又は特別の機関として位置づける案と「特別の法人」とする案の2つが検討されたが、前者については、予算が単年度主義であることなど行政機関故の様々な制約のため、組織運営が硬直的となったりすることなどを理由に、後者が適当と結論。【平成20年11月4日公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告より要約】</p>	<p>・昭和46年総理府に設置</p> <p>・平成13年独立行政法人化(公務員型)</p>
国民生活センター	<p>・NOVAに対する行政処分に象徴されるように、経済産業省や公正取引委員会等処分権限を持つ官庁には情報がなく、逆に国民生活センターは情報があるのに処分権限がない。公正取引委員会と国民生活センターを合併して消費者庁を設置するべき。【平成19年9月4日第8回国民生活センターの在り方等に関する検討会議事要旨より山口広委員(日弁連消費者問題対策委員会委員長)発言内容】</p>	<p>・昭和45年特殊法人として発足</p> <p>・平成15年独立行政法人に移行</p>